

令和6年度香川県地区防災計画策定促進事業

令和6年3月25日（月）から募集を開始します！

○目的

県内の自主防災組織などが市町等と連携しながら、地域の災害リスクを踏まえ、平時・災害時の自発的な防災活動について計画する「地区防災計画」の策定に向けて取り組む経費に対して補助することで、「共助」の体制を強化し、地域防災力の一層の向上を図ることを目的とします。

○地区防災計画とは

自治会や自主防災組織、学校区、マンションなど一定の地区の住民等が主体となって、地区の自然的・社会的特性等に応じて作成する防災活動（防災訓練、物資の備蓄、避難支援など）に関する計画であり、市町防災会議に当該計画を提案することで、市町地域防災計画に定めることができるものです。

詳細については、「地区防災計画策定の手引き」（平成31年3月香川県）等でご確認ください。

（参考URL：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kikikanri/sogo/bosai/wcuffb190326120043.html>）

○補助金交付の対象となる者

県内で継続的に自主防災活動を行っている団体（自主防災組織など）で、その活動範囲が小学校区単位など一定の広域性をもつ団体を対象とし、その考え方は以下のとおりです。

補助金交付の対象となる者

- ① 原則、小学校区単位（旧小学校区単位を含む）で組織された自主防災組織、地域コミュニティ協議会等
- ② ①の対応が困難な場合、小学校区単位よりも小さいエリアで組織された連合自主防災組織、連合自治会等

※県内に在住する者5人以上で組織された団体である必要があります。

○補助金交付の対象となる事業

団体の活動範囲全体における地区防災計画（地区防災計画に必要な内容を実質的に内包し、市町において地区防災計画として認められる計画を含む。）を新規に策定するための事業で、具体的な取組内容としては以下のものが想定されます。

補助金交付の対象となる事業

- ・地区防災計画の策定（検証訓練を含む）
- ・地区のリスク把握等のために行う防災まち歩き・防災マップの作成
- ・専門家を交えた勉強会の実施
- ・地区防災計画策定に向けた住民の協議調整
- ・その他地区防災計画策定に資するものとして知事が適当と認める取組

○補助率

経費種別	補助率	補助限度額
基幹経費	補助対象経費の10/10以内	合計額300,000円
効果促進経費	補助対象経費の1/2以内	

※基幹経費とは、補助事業の実施において基幹となる経費です。一方で、効果促進経費とは、補助事業の効果を促進するための経費であり、備蓄物資の購入及び備品購入費が該当します。

補助金の申請から交付までの流れ

①地区防災計画策定の検討

地域の自主防災組織等で話し合い、地区防災計画策定事業を検討します。
検討に当たっては、お住まいの市町担当課ともご相談ください。



5月2日(木)までに提出！

②補助金の申請

補助金交付申請書を作成し、市町担当課へ提出します。



③審査・補助金の交付決定

県において、書面審査を行い、補助金の交付決定を行います。
※交付申請を行った場合でも、採択とならない場合があります。



④事業の実施

事業は、県からの交付決定を受けた後から、3月20日(木)までに実施してください。



⑤実績報告

事業実施終了後、実績報告書をお住まいの市町担当課へ提出します。



⑥補助金の額の確定・支払

県において、報告書の審査後、補助金額を確定し、支払いを行います。
※原則、精算払としますが、状況により概算払とすることもできます。

例：地区防災計画印刷製本のための財源がない場合

※留意事項

- ・補助事業者構成員に対する謝金、法人等への換金性の高い支給品、事業実施に当たり必要と認められない食糧費、工事請負費、車両購入費は補助対象となりません。
- ・本事業の詳細については、「香川県地区防災計画策定促進事業募集要領」、「香川県地区防災計画策定促進事業補助金交付要綱」を御覧ください。

■問い合わせ先

香川県危機管理総局危機管理課 TEL:087-832-3241
または、お住まいの市町の防災担当課まで